

第 2 章

社会主義ベトナムのシステム転換

——「上級機関と企業との間の支配従属関係」問題を中心に——

はじめに

本章は、ドイモイ下の社会主義ベトナムの経済運営システムの転換、いわゆる市場経済化の過程を、従来の中央集権計画システムが有する「上級機関と企業との間の支配従属関係」＝垂直的關係が市場経済のメルクマールたる「企業間の平等関係」＝水平的關係へとどの程度転換されたのか、という視点から考察するものである⁽¹⁾。

もとより、本論は、ドイモイ下の改革過程の全体像を描くことを意図したものではなく、そこで取り上げる対象も、国内の改革、主に社会主義セクターにおける改革に限定されている。加えて、そこでは、筆者の昨今の研究の経緯もあり⁽²⁾、とりわけ国営企業の改革がより厚く論じられている。この点で、本論は、構想全体の中間的な総括の枠を出てはいない。にもかかわらず、筆者は、本論で叙述されるシステム転換の過程の様相は、過程全体の（従来は大きく注意されずにきた）重要な側面を形成していると考えており、本論の叙述は、この点に関するかぎり、まとまっていると自己評価している。

本章の叙述は、以下のように展開される。まず、第1節で、従来のシステムの様相を理念的に規定した後、第2節で、上級機関の役割のマクロ規制へ

の特化が形式的には1992～93年までに基本的に終了したこと、また社会主義セクターに属する企業の改革が、現在、広義の所有転換の過程にあることを示す。続く第3節では、にもかかわらず、同過程は、従来のシステムが形態を転じて継続してきた過程でもあったこと、したがって、なおも解決されるべき問題点が多々存在していることを指摘する。最終節である第4節では、94年3月以来実施されている企業合同の再編成を取り上げ、その改革促進的な意義を明らかにすると同時に、その一方における問題点を指摘し、ドイモイ下のシステム転換の今後の課題にふれる。

なお、本論の叙述は、私企業が相対的に大きなウエイトを有するベトナム南部においてよりも、社会主義セクターが支配的なベトナム北部においていっそう妥当するものであろうことをも、ここで予め確認しておきたい。

第1節 従来のシステムの理念像

冒頭でもふれたとおり、ドイモイ以前のベトナムの経済運営システムは、「上級機関と企業との間の支配従属関係」に従う行政的な「規制」システムであった、と形容しうる⁽³⁾。本節では、この従来のシステムの様相を、第2節以下の叙述に必要なかぎりでも理念的に規定しておきたい。

ベトナム戦争時代の北部に端を発するこのシステムは、共産党路線＝自立的な再生産構造の形成を意図した「重工業の優先発展」を中心的事業とする「社会主義的工業化」路線を遂行するべく、各経済主体＝企業を所有面で努めて国有化・集団化（協同組合化）し（北部では1950年代後半から60年代にかけて、南部では70年代後半から80年代半ばまで）、その経済活動を計画化メカニズムによって「規制」する集権的なシステムであった。

ソ連型のシステムは、通常、上級機関をトップとし企業を末端とする位階層システムをとる。実際、資金面での支援を仰ぐ旧ソ連また中国等の社会主義諸国のシステムを機械的に適用した従来のシステムは、党を頂点とし、そ

の下に部門別管理＝中央直轄，地方別管理＝地方自治体管轄よりなる，タテ割りのシステムとして編成されてきた。

そこでは，上級機関は，最大化基準である計画を達成・超過達成するべく，通常，部門別・業種別はもとより企業別にまで及ぶマイクロレベルの直接的「規制」を法令指標・物動メカニズム（管理価格に従う生産財補給と生産物引渡し）を通じて実施してきた。こうした「上級機関と企業との間の支配従属関係」に従う「規制」システムの下，企業の自主権は著しく制限されるとともに，企業に対する規制も著しく繁雑化することになった。

規制の繁雑化を回避するべく，企業間の水平的統合が「大規模化イコール規模の経済性」というイデオロギーとも連動して試みられてはきた。78年また84年からの国営企業の「企業合同」化，また79年以前にみられた農業協同組合の，行政単位たる社（xa）ないし複数の社規模への拡張⁽⁴⁾は，その典型的な現われである。ただし，こうした試みは，上級機関と企業との間に行政的中間項として機能するいまひとつ別の上級機関を増設することを意味していた以上，元来が制限されてきた企業の自主権をさらに狭める結果をもたらした。

ところで，最大化基準が計画の達成・超過達成にある以上，上級機関＝国家は，例えば，その実現が危い場合には，通常，国営企業，特に「優先発展」するべき「重工業」部門の企業に対しては，ベトナム語でバオ・カップ（bao cap）と称される，さまざまな優遇措置，欠損の補填等を実施してもきた。したがって，ここでは，国営企業の経済活動自体が，国家の救済を当てにしている以上，経済的効率性の達成を目的とするものではありえなかった。コルナイ（J. Kornai）の表現に従えば，こうした国家の「温情主義」＝企業の「ソフトな予算制約」⁽⁵⁾を通じて（なお，システムのこの側面は「上級機関と企業との間の『保護・被保護関係』」とでも形容しえよう），システムが元来内包する「不足」現象は再生産され，経済全体の非効率性も助長されてきた。

他方，集団セクターは，通常，強制的に組織される場合が多かったうえに，国営セクターと比べた場合，さまざまな「差別」を被ってもきた⁽⁶⁾。わけ

ても「差別」を被ったのは農業協同組合であった。工業協同組合は、こと生産財補給に関するかぎり、国営セクターと同様の低価格による補給、さらには低利率率を享受することができた。実際、工業協同組合は国営工業に対する原料部品補給・委託加工を、商業協同組合は国営商業の小売代理を担う、国営企業の衛星であった⁽⁷⁾。これに対し、農業協同組合員の生産物に対する国家の買付け価格は、常に生産費よりも低めに設定されてきた。そのうえ、組合員は、経済主体である以上に「社会構成組織」たる協同組合を通じて、自らが生活する社・村 (lang) の行政的費用をすべて負担してもきた⁽⁸⁾。農業協同組合には、こうした、組合員・農家のインセンティブを削ぐ、負の「ソフトな予算制約」とでも呼びうるものが課されてきたのである。

最後に、南部が存在することにより他の社会主義国以上に大きな比重を占めてきた私企業は、やはり長期的には国有化・集団化の対象であり、おおよけには、協同組合内部の家族副業経営のみが社会主義経済における存続を認められてきたにすぎなかった。

第2節 ドイモイ下のシステム転換の過程・諸成果

1. 全般的方向

積年の経済困難、その一因である従来のシステムの欠陥・非効率性から脱却すべく、1979年からの経済改革以来のシステム転換は、ドイモイにいたって加速された⁽⁹⁾。

ドイモイ下のシステム転換の意義は、西側外資をも含む「私企業」と「市場」の存在が認知され、その形成・発展が奨励されるにいたったことである。この結果、私企業だけでなく、社会主義セクターに属する企業の経営活動もが、従来とは異なり、そのミクロ的相互調整を「市場」に委ねるべく自主権の拡大を要請されてきた。したがって、上級機関＝国家の「規制」の役割も、

従来とは異なり、「市場」で活動する、私企業をも含む各所有セクターに属する企業のすべてを対象とする、法と各種の経済的規制用具とによるマクロレベルの管理ならびに開発戦略の立案に限定されるべく転換を要請されてきた⁽¹⁰⁾。

ちなみに、このシステム転換では、その一要因である旧ソ連の援助縮小と旧ソ連自体の崩壊とに伴い必然的に推進されるにいたった開放経済政策＝西側国際分業への参加のなか、党「路線」における投資の力点を従来の重工業から農業・消費財・輸出品（86年第6回党大会）、ないし農林漁業・（輸出との関連で）その加工工業（92年第7回党大会、94年党全国協議会）の生産へと転換すべきことが主張されてもきた。

以上の大枠とも関連してドイモイ下で推奨されてきたことのひとつに、「経済提携」（lien ket kinh te）の適用拡大がある。「経済提携」ないし「提携・合弁」（lien ket lien doanh）は、従来のシステムが垂直的關係であるのとは異なり、その最も初歩的な形態が、企業同士が国営・非国営を問わず法に従い経済契約を通じて取り結ぶ關係であるかぎり、水平的關係＝市場経済關係を意味する。現在、最も普遍的な「経済提携」關係は、農林漁業關係の企業が加工工業關係の企業に原料等を供給する關係である。また、以下では直接には扱わないが、開放経済政策の一環である西側外資の導入における業務提携・合弁も、この「経済提携」の一形態である⁽¹¹⁾。

2. マクロレベルの管理への特化

(1) 改革は、緊急課題とされた経済安定化、とりわけ価格補助金と通貨膨張とに起因する財政赤字・インフレの克服とも関連して、価格改革を軸に展開された⁽¹²⁾。

87年からの価格改革は、農業に始まり外国為替レートの実勢化にまで及んだ全面的なものであり、形式的には92年までにはほぼ実現を終えた。

すなわち、農業協同組合では、「差別」の象徴であった廉価な穀物買上げ

管理価格が、87年半ばから89年までに、農家と政府との合意＝契約によって決定されるにいたった結果、「協議価格」化＝事実上「市場価格」化した⁽¹³⁾。農業とは逆に補助金が給付されてきた、工商業協同組合・国営企業に補給される生産財、また工商業協同組合・国営企業が生産物の価格は、農業の価格改革を基礎として、まず消費財の価格が、88年5月以来、一部を除いて「協議価格」化した。ついで、多くを輸入に頼ってきた生産財の価格も、数回にわたる管理価格の調整の後、89年第1・四半期までにベトナム・ドンの対米ドル・レートが実勢を基準とする変動相場制へと移行したのに伴い、以来、その過半が国際価格水準へと引き上げられた。最後に、製油・窒素肥料・鉄鋼など旧ソ連に多くを依存してきた輸入統制生産財の価格も、旧コメコンの改革と並行して、90～91年に国際価格水準に近づけられた。

このように、従来の法令指標・物動メカニズムの縮小・廃止、これに代わる財市場・各要素市場（土地・労働・資本）の形成を伴った同過程の結果、諸産業の生産要素購入・生産物販売の各価格は、一部基幹産業のそれを除いて、多くが「市場価格」化した（各所有セクターの価格面での「差別」の終焉＝「平等」化）、同時に、88年には3945億ドンを計上した価格への財政補助金は、90年には740億ドンへと急減した。

現行の価格体系は、92年4月の閣議決定137号によっている。そこでは、統制品目に相当する電力・製油・セメント・金属・製紙・窒素肥料・米等の価格、また輸入統制生産財に相当する製油・窒素肥料の価格のみが、（経済安定化を目的として）従来どおりの固定価格（管理価格）・時限付き固定価格（gia gioi han）・採算性に基づくが管理価格の一種である指導価格（gia chuan）・上限と下限とを設定する価格（khung gia）の4種類の価格のいずれかに従っているだけである⁽¹⁴⁾。

(2) 金融改革については、88年、国家銀行は、中央銀行的機能＝マクロ金融政策的機能に特化するとともに、対企業規制を貸付を通じたそれへと転換するべく従来の商業銀行的機能を分離し、これを、既存の外国貿易・投資開発の2行に加え、新たに設立された工商業・農業開発（現「農業銀行」）の四

つの独立採算制に従う国営商業銀行へと移管した⁽¹⁵⁾。その法的基礎は90年の諸法令で与えられた。また為替レートの実勢化（89年第1・四半期）以来、預金金利、さらにはインフレ下で「隠れた補助金」として機能してきた対企業（特に国営企業）貸付金利を物価上昇率を加味して設定する等の金利引締政策を発動してきた。この措置は、金利の逆ザヤを再び発生させた90年初頭から92年半ばまでの時期を別とすれば、上述の価格改革とも相俟って、通貨縮小＝インフレの鎮静化に貢献してきた。

現行の金利政策は、92年6月の国立銀行決定によっている。要点は、上述の貸付金利を預金金利より低く設定する政策を廃止すること、これも従来みられた、業種別・セクター別に異なる金利体系を廃止すること、具体的には国家銀行が金利の上限と下限とを設定し（*khung gia lay xuat*）、個々の金利はこの枠内で各商業銀行が具体的に決定する、というものである⁽¹⁶⁾（各所有セクターの金利面での「差別」の廃止）。

90年の諸法令・その細則の整備に伴い、国営商業銀行また信用協同組合以外に外資との合弁銀行・外国銀行支店を含む各種の非国営金融機関の活動が公認されてもきた。

(3) 最後に、財政改革については、上述の価格・金融改革を通じた財政赤字削減・インフレ鎮静化の努力に加え、さらに2点の制度的改革を指摘しうる⁽¹⁷⁾。

第1に、改革に伴う財政の機能の強化、具体的には財政と金融の分離の一環として、90年に国家の財政資金の一元的管理を担う「国庫」(*kho bac nha nuoc*)が財政省下に設立された。「国庫」は、国家予算が經常予算と開発予算とに分離された92年以来、開発資金を従来の国家銀行に代えて掌握し⁽¹⁸⁾、また後述の「試験的株式化」を推進する国営企業の株式の発行市場としても機能するなど、現在、大きな権限を獲得しつつある。

第2に、90年以来、税制改革が実施されてもきた。税制改革の意図は、税収の増加は当然のことながら、従来各所有セクターに対し別途に適用されてきた歳入の形態を一律「税」に統一することにあつた。農業については農業

税，工商業については売上税・利潤税・特別消費税等（いずれも90，91年より施行。93年に売上税，利潤税が，また95年に売上税，特別消費税が税率を改正）よりなる新税制体系の施行とともに，従来国営企業に適用されてきた取引税・利潤控除は，それぞれ売上税・利潤税へと転換した（各所有セクターの税制面での「差別」の廃止）。

こうして，価格改革に金融改革・財政改革が継起したことにより，政府の役割のマクロレベルの管理への限定も，ほぼ92～93年までに形式的には整備を終えた。ちなみに，従来のシステムにおける上級機関の中枢であった国家計画委員会は，改革に伴い，長期計画の立案を実施する機関への転換を志向するところとなり⁽¹⁹⁾，また生産財補給を一手に担ってきた資材省＝ Gosstap は，90年に現在の商業・スポーツ・観光省へと統合された。

3. 所有権と利用権の分離・所有形態の多様化

社会主義セクターの改革を，農業協同組合と，工商業協同組合・国営企業とに大別してみた時⁽²⁰⁾，その共通項として挙げられるのは，第1に，法令指標・物動メカニズムの縮小・廃止に伴い，企業の係わる生産手段の「所有権と利用権の分離」がはかられてきたこと，第2に，この過程には，さらに企業の「所有形態の多様化」＝「所有転換」が継起して続いてきたこと，である。主に商業・サービスを中心に隆盛を極めるドイモイ下の私企業は，総数の60%が88年以来創設されてきたものであるかぎり⁽²¹⁾，その源泉の重要な一部を社会主義セクター，とりわけ協同組合の所有転換に負っている。

(1) ただし，農業については，その前に経済主体＝企業概念に転換がみられたこと，すなわち89年の党第6回中央委員会総会（第6期）により従来協同組合のメンバーにすぎなかった農家が明確に経済主体と規定されたことが，まず指摘されなければならない⁽²²⁾。

この結果，協同組合は，依然経済主体であるとは言え，耕作に係わる諸機能の多くを農家に委譲し単にサービス供給機能を残すのみとなり，また，農

家・農民が経済主体のまま自発的に加入する組織へと転換することが義務づけられた（同。強制集団化の廃止）。したがって、耕作も、前後して、農家が協同組合から最終生産物の出来高のみを請け負う従来の形態から農家が耕作の大半の過程を請け負う形態へと転換した（88年党政治局決議10号〈以下「10号決議」〉）⁽²³⁾。

以上をふまえて、農家が請負＝契約を遂行する耕地についての「所有権と利用権の分離」がはかられた（同）。すなわち、耕地の「所有権」は国家に帰属する一方、農家には耕地の「利用権」＝耕作権が委託され、利用権、したがって請負＝契約の委託期間も従来以上に長期化した（5年から10～15年。部分的に20年⁽²⁴⁾）。農家に対する耕地割当の過程では、能力主義に従う割当て、特に未耕地等の利用に関して、入札制度に従う割当ても導入された（10号決議）。こうした過程と同時に、農家＝経済主体の対国家義務も、公式には農業税のみとなった⁽²⁵⁾（農業に対する収入面での「差別」の廃止）。

89年にそれぞれ1万8631、2万6073を数えた初級・高級協同組合（hop tac xa）、生産集団（tap doan san suat）は、92年末までにそれぞれ1万6273、7432へと激減した。したがって、農業協同組合は、改革の結果、以前から事実上の私有化が進行していた南部で特に激減したことがわかる⁽²⁶⁾。北部・中部を中心に残存する協同組合も、従来のシステムに従うそれは全体の15%を占めるにすぎず、30%はサービス供給機関に特化し、また55%は「社会構成組織」的機能を営むのみである、と言われる⁽²⁷⁾。他方、季節的課題や特殊業務を担う新しいタイプの協同組合が、特に耕地拡大、また生産増大を遂げた南部メコンデルタ地域や入札制度に成功した北部タイビン省等で設立されつつある⁽²⁸⁾。これら新旧の協同組合は、91年以来の会社法の施行との関連もあり、株式協同組合へと転換することが奨励されてもいる⁽²⁹⁾。

(2) 伝統産業を基盤とする工商業協同組合は、当該協同組合の「組織形態の選択の自由」が認知されたこと（88年党政治局決議16号）以上に、法令指標・物動メカニズムの縮小・廃止が強力に実施されたために、改革後ただちに経営不振・衰退に陥り、結果として、破産・私企業への転換を余儀なくされ

た⁽³⁰⁾。工業協同組合の工業総生産額に占める割合は、88年の23.9%から92年には4.2%へと急減した⁽³¹⁾。商業協同組合の趨勢もほぼ同様で、その総生産額に占める割合は、86年の14.6%から91年までに1.8%へと激減した⁽³²⁾。工商業協同組合が明らかな成長軌道に乗るのは、1994年のことである⁽³³⁾。

91年以來の会社法・個人営業法の施行に伴い、非国営セクターに属する企業のこれら諸法に従う経営が奨励され、都市部を中心に、多くの会社組織が設立されてもきた。こうしたなか、工商業協同組合は、93年10月に新タイプの協同組合を設立することで一致し、現在、会社法に従う株式協同組合化の道を模索している⁽³⁴⁾。

国営企業に対しては、法令指標・物動メカニズムの縮小・廃止を経た91年末の時期以來、企業資産、特に固定資産に関する「所有権と利用権の分離」がはかられてきた（閣議決定332号）⁽³⁵⁾。この結果、国営企業は、企業資産の「所有権」を管理する政府からその「利用権」をリースされ、その資産価値の維持と増加を「請け負う」経済主体へと転換してきた。

企業の対国家義務としては、前述の売上税・利潤税のほか、91年より資産の「利用権」に対する物的責任として1月当たり資産価値の0.2~0.5%に相当するリース料＝資本利用税が課されることとなった（国営企業の「政府事業体」＝「国有企業」化。国家・国営企業間の実物資産市場の形成）。加えて資産価値の維持と増加とに係わる請負指標として、資産増加指標・資本利用賞罰指標・経営資金分配指標といった指標が導入されてもいる⁽³⁶⁾。

法令指標・物動メカニズムの縮小・廃止の結果、国営企業は、すでに90年代初頭までに、工商業協同組合の後を追って経営不振に陥った地方自治体管轄ないし消費財生産部門の企業と、石油、電力等伸長著しい業種を擁する中央直轄ないし生産財生産部門の企業とに二極分化した。したがって、ここでは、前者の企業について、財政赤字のさらなる削減＝市場メカニズムへのさらなる移行の一環として、「解体」＝他の国営企業との統廃合・一部民営化（当該企業の従業員に対する払下げ）・資産整理がはかられてもきた。

こうした国営企業の「政府事業体」化と「解体」とは、特に企業の財務状

況を再点検し要件を充たす企業についてのみ存続を許可する、91年末以来のいわゆる「再登録・再設立」運動とタイアップしつつ、現在も進行中である。この結果、90年に約1万2000を数えた国営企業数は、運動の第1期が終了した94年には約7500へと激減している⁽³⁷⁾。

さらに、ここでは、端緒についたばかりではあるが、国営企業の「新しい管理モデル」として、その「政府事業体」化＝「所有権と利用権の分離」を超えて、その「試験的株式化」も試みられてきた。直接には92年6月の政令に従う同運動を通じて、95年初頭現在、三つの企業が試験的株式化を実施しており⁽³⁸⁾、すでに財政省の国庫の下に形成を開始した株式の発行市場に加えて売買市場＝証券取引所の開設が日程に上りつつある。

第3節 ドイモイ下のシステム転換の問題点

1. 従来のシステムの形態を転じた継続

(1) 以上、一般には急速な「市場経済化」として理解される過程は、ただし、問題点として、特に国営企業について、従来の「上級機関と企業との間の支配従属関係」に従う「規制」システム、そこにおける上級機関のミクロレベルの企業活動に対する「規制」＝部門別・業種別・企業別「規制」が形態を転じて継続していることが指摘しうる⁽³⁹⁾。そもそも、国営企業のスタッフの雇用形態が従来の「国家割当制度」から「労働契約制度」へと転じてきた改革過程にあっても、企業長はなおかつ国家により「任命」されてきた。

昨今のベトナムでは「国家の管理の下での市場メカニズム」(co che thi truong co su quan ly cua nha nuoc) と形容される新システムの下、縮小・廃止をみた法令指標・物動メカニズムに代わってミクロレベルの企業活動に対する「規制」を担ってきたのは、経済安定化への寄与のみが強調される価格・金融・税制等の各政策である。これらは、マクロレベルにおける「規制」の

名の下に、集計概念としての「マクロ」レベルの規制用具としてだけではなく、部門別・業種別、究極的には企業別に異なる度合いの価格・金利・税率を（最終的には）計画交渉（plan bargaining）によって設定する、つまり従来のシステムを形態を転じて継続させる規制用具としても機能してきた。

その限りで、ベトナムのシステム転換も、旧ソ連・東欧や中国等の旧・現存社会主義国と同様、コルナイの言う「直接の官僚的調整から間接の官僚的調整へ」⁽⁴⁰⁾の移行という側面を共有してきた、と言えよう⁽⁴¹⁾。ちなみに、これら規制用具を通じた個別「規制」は、国营企業だけでなく、ドイモイ下で部門別管理・地方別管理の軌道に入った私企業をも含む、各所有セクターに属する企業のすべてに適用されてもきた。

(2) これら、特に税率・金利の「財政金融的用具」⁽⁴²⁾による「規制」は、新システムが従来の上級機関の機能のうち長期的戦略の立案に係わる機能をなおかつ保持してきたこともあり、究極的には、いずれも投資規制に係わる手段として機能している⁽⁴³⁾。

部門別・業種別・企業別の規制用具としての特徴が最も顕著なのは、税率である。利潤税について言えば、商業・サービス、消費財・食品工業、重工業の各部門に対してそれぞれ45%、35%、25%（93年改正值）という差別税率が適用されているなか、重工業については同部門の投資の優遇に直結する例外規定が独自に存在すること⁽⁴⁴⁾、さらに個々の企業から徴収される利潤税額が、企業活動の結果をふまえて事後的に決定されるのではなく、上級機関と企業との間の計画交渉によって事前に決定される「請負」制に従う場合が「普遍的である」こと、である。こうした企業別「規制」の結果、税制は、実際には従来の法令指標に基づく利潤控除と大差のないものとなっている⁽⁴⁵⁾。

他方、部門別・業種別、所有セクター別の差別を廃止したはずの企業への貸付金利（第2節3項(2)）は、95年9月現在、実際には、物的生産部門に対する金利と非物的生産部門に対するそれとに2大別されている⁽⁴⁶⁾。加えて、金利を「具体的に決定する」（同）国营商業銀行は、個々の企業に対する審

査を通じた貸付ではなく、やはり企業との計画交渉を通じた、結果的には私企業よりも国営企業に対して、また国営企業については消費財部門の企業よりも重工業部門の企業に対して、より低利の金利を設定する貸付＝より正確には財政資金の再分配を実施している⁽⁴⁷⁾。

上級機関の個別「規制」が財政金融的用具を通じて企業の財務状態＝ミクロレベルに及ぶ結果、企業活動は、市場の価格シグナルのみにでなく、従来どおり上級機関からのシグナルにも依存することになる。この結果、国家の「温情主義」＝企業の「ソフトな予算制約」も、顕著な削減をみた価格補助金また金融補助金とは別のところでその縮小・廃止が不十分にとどまるか新たな形で再生産されており、したがって、財政赤字の削減を不首尾にしている。

具体的には、国営企業の「投資渴望症」が継続していることが挙げられる。ここでは、従来のシステム下で普遍的であった企業の生産財・財政投資資金の無心、結果としての「分散」(chia phan。ソフトな財政)、生産財・投資資金の「不足」の継続がみられる一方、新システムに顕著な現象として、企業の金融借入の無心＝返済期日を経た債務回収の未履行からくる、生産財不足ではなく「資金不足」の発生(ソフトな金融)、結果としての企業債務の清算の遅延がみられること、などが指摘しうる⁽⁴⁸⁾。

(3) 従来のシステムの形態を転じた継続のなか、新システムの従来のミクロレベルの直接的「規制」への回帰自体も頻繁に生じている。

第1に、第2節3項(2)でふれた、企業資産の「維持と増加」をはかるべく国営企業＝政府事業体に対して従来の法令指標に代わって導入された資産増加指標等の「請負」指標が、現状では企業の達成すべき計画、つまり事実上の「法令指標」と化していること、である。これは、政府事業体のリストラ自体に大きな否定的影響を与えている⁽⁴⁹⁾。

より重要なこととして、第2に、国営企業の「政府事業体」化とはほぼ同時に、87年末時に一度は企業に返却された固定資産の減価償却費が、93年1月以来(実際には92年以来)国家に100%再集中されてきたこと、つまり、この

直接的措置により、独立採算制に従うはずの政府事業体の投資自主権が実際には大きく制限されてきたこと、である⁽⁵⁰⁾。95年4月に国会を通過した「政府事業体法」(Luât doanh nghiệp nhà nước)は、この措置を改めて撤廃することを明文化はしたものの、一方で企業利潤の内部留保分のうち投資に回し得る部分=投資発展奨励ファンドを企業資産ではなく国家資産と規定するという別途の措置を通じて、政府事業体の有するべき投資自主権を引き続き形骸化している⁽⁵¹⁾。

従来のシステムの継続という現象は、改革が94年3月まで事実上先送りにされてきた企業合同に代表される中央直轄ないし重工業部門において、いっそう顕著であって来た⁽⁵²⁾。

これら企業合同等は、現在も従来の法令指標・物動メカニズムに従っている業種が多いほか、新システムに移行したそれにあっても、上述のとおり、価格・金利・税率等の規制用具によって(したがって計画交渉を通じて)従来どおりの優遇措置を継続されてきた。こうしたテコ入れは、第2節3項(2)でふれたこれら部門・業種の伸長の一因となってきた一方、これら「独占」的大企業における「ソフトな予算制約」=国家の「温情主義」を、例えば、生産性を超える賃金の引上げ=生産物価格の引上げ、結果としてのサービス支出の増大=財政赤字削減の遅れという循環において、倍加させてもきた。

上級機関と企業合同との間の、また企業合同(=上級機関)と企業合同傘下の企業との間の「支配従属関係」の継続は、国営企業の所有転換の非国営セクターと比べた場合の遅れの大きな理由のひとつとなってきた。「解体」により国営企業数は数の上では激減したとは言え、企業合同には手をつけられずにきた結果、解体された4500の企業の資産ストック総額の国営企業全体に占める割合は、わずか3.6%にしかすぎない⁽⁵³⁾。試験的株式化が低位にとどまっている点については、第2節3項(2)でふれたとおりである。

2. 農業協同組合＝社会構成組織のマイクロ「規制」

農業協同組合改革は、国営企業改革と同列には論じられないとは言え、「市場メカニズム」への移行という観点からみた場合には、やはり請負＝契約の「計画」性、さらに事実上の「投資規制」が継続しているという2点において、期せずして「政府事業体」化した国営企業のかかえる問題点（本節1項参照）と類似の問題点を共有している⁽⁵⁴⁾。以下、ヴー・トゥアン・アイン（Vu Tuan Anh）に従うことにより、この点にふれておきたい⁽⁵⁵⁾。

第2節3項(1)でみたとおり、改革の結果、農家の対国家義務は形式的には農業税のみとなったものの、農家＝企業と協同組合＝上級機関との間には、これとは別途に請負＝契約がなおかつ残存している。この固定化された請負＝契約は、その性格上、つまり耕地の「利用権」は農家に下されたものの「所有権」が国家（実際には協同組合）に帰属するために、農家が耕地の長期割当てを受けた期間、やはり義務化されうる（請負＝契約の「計画」性）。そして、この請負＝契約の義務化は、今期割当てから10～15年を経た次期割当て時にも、引き継がれることになる⁽⁵⁶⁾。こうして、請負＝契約が残存する結果、農家が請負期間中に、例えば当該期に請け負った生産物に代わる、市場のニーズにより見合った生産物の生産を意図したとしても、その実現は困難となろう。請負＝契約の残存は、まさにこの点で、農業生産の市場メカニズムへの移行を制限する要因のひとつとなっている⁽⁵⁷⁾。

もちろん、改革＝農家への耕地の長期割当てに際する能力主義・入札制度に従う割当ての導入は、請負＝契約が有するこうした制限をある程度緩和するべく作用するはずであった。しかし、協同組合が残存する地域、したがって主に北部・中部においては、元来が耕地面積と比べて農村人口が過剰であることをも一因として、各農家に対し基本的に自家米生産を可能とする耕地のみが割り当てられ能力主義・入札制度に従う割当てがほとんど実施されなかったこと、入札用地があったとしても劣等地であった地域が少なくはな

かったこと、つまり、よしんば農家が農業資本家たることを意図したとしても劣等地の開拓には多大な資金が必要とされることが、農業生産の市場経済化への現実面での制約条件のひとつとなっている⁽⁵⁸⁾。

以上のこととは別途に、そもそも農家と協同組合との間の関係においては、農家の下に農業開発のための投資資金が集積されえない仕組みが存在していることが指摘されなければならない。請負＝契約分は問わないとして、農家は、農業税の対国家納入以外に、「社会構成組織」としての協同組合に対し協同組合が規定する各種のファンドへの上納をドイモイ下でも継続しており、これらファンドが、結果として農家に対する「投資規制」措置として働いているからである。

これらファンドは、とりわけ81年からの農家・協同組合間の最終生産物請負制の適用拡大の時期に増加の一途をたどり、ドイモイ下でも撤廃されずにきたものである⁽⁵⁹⁾。これらは、事実上、協同組合ではなく村落 (lang xa) の行政的社会的経費、例えば当該村落の社会保障・教育・医療・インフラ建設といった機能⁽⁶⁰⁾に関連する諸経費として充当されており、現在、15種類に及ぶファンドを設立し農家から農家所得の24%にも相当するファンド料を徴収している協同組合も存在する。ちなみに、農業税の農家所得に占める割合は一般に9%程度である、と言われる⁽⁶¹⁾。

ヴァー・トゥアン・アインが、協同組合経済からその「社会構成組織」的機能が分離されれば「農家が上納してきた、かように機能する各種のファンドは、若干の農家が自身の利潤を獲得するべくビジネスを行う資金として利用されるであろうに」と述べてもいるように⁽⁶²⁾、同問題の解決は、農業の今後の発展、とりわけ農村企業家の増大をスムーズに実現するための試金石であるように思われる。

第4節 企業合同の再編成とシステム転換の今後

1. 企業合同の再編成の意義

(1) 1994年1月に開催された共産党全国協議会の決議は、経済の安定化が基本的に達成されたことを受け、「工業化・近代化」路線を改めて設定した。これを受け、国营セクターでは、94年3月以来、企業合同の再編成が実施されている⁽⁶³⁾。

同改革の内容は、再登録・再設立を従来は先送りにされてきた企業合同にも及ぼすこと、その過程で企業合同の若干を母体に「資本規模の拡大」ないし「合併」によって「経営集団」(tap doan kinh doanh)なる大規模企業グループを試験的に設立すること、である。

同改革の意義は、それが、党全国協議会決議の主張である、「主管制度」(本章の言う「上級機関と企業との間の支配従属関係」)の「漸進的廃止」の一環として、企業合同の「行政的中間項的性格を克服し」これを「経済開発の要請に応える」経営組織へと転換すべく実施されていることである。

実際、企業合同の再登録・再設立の過程では、一般の国营企業と同様、企業合同の「政府事業体」化が義務づけられるとともに(新「企業合同」の企業数は5企業以上、最低法定資金額は5000億ドン)、単に「行政的中間項」的性格のみを有する企業合同部分を縮小すること、具体的には一国营企業への転換、統廃合、解体=資産整理を行うことが試みられている。

同時に、経営集団については(傘下の企業数は7企業以上・最低法定資金額は1兆ドン)、従来の企業合同には存在しなかった、資金調達と集団傘下の企業への融資とを行うメインバンク的性格をもつ金融機関を経営集団内に設置することにより、従来の企業合同の経営と国家財政との癒着を断ち切ることが展望されている。この点を強調しうるとすれば、今後、少なからぬ企業合同が「経営集団」化することも予想される。95年5月現在、従来の企業合

同の主要部分を中心に、電力、セメント、鉄鋼、石油、石炭、郵政、航空、海運、ゴム、コーヒー、タバコ、繊維、食糧・食品、製紙の各業種が経営集団の設立登記を済ませている⁽⁶⁴⁾。これら業種の「経営集団」化は、96年を待つて実施されると言われる。

(2) 党全国協議会決議の言う「主管制度」の「漸進的廃止」は、95年現在、周知のように「行政改革」全般へと連動しつつある。実際、94年3月以来の改革も、この「行政改革」との関連では、従来は「企業」とともに「行政的中間項」でもあった企業合同を当該上級機関である部門別管理省から切り離し、これを閣僚会議に直属する経営組織＝経営集団へと転換することによって、今日にいたる行政と経営との混在（「上級機関と企業との間の支配従属関係」）を「漸進的に廃止すること」という方向を目指している⁽⁶⁵⁾。

ただし、94年3月以来の改革に関するかぎり、「主管制度」の「漸進的廃止」の意義は、経営集団の試験的設立自体を、特に「主管制度」の重要な部分である「中央直轄企業と地方自治体管轄企業という区別を……廃止すること」を通じて促進することにあるようにみえる。経営集団は、この中央直轄・地方自治体管轄という区別の廃止を通じて設立される場合に、初めて党全国協議会の言う「経済開発の要請に応える」経営組織たりうるのである。

こう理解される理由は、以下のとおりである。

第1に、経営集団の試験的設立に際し、「多部門間の経営活動」が認知されたことである。この場合、多部門間の経営活動は、従来の「企業合同」化＝水平的統合によってではなく、中央直轄・地方自治体管轄というタテ割りの管理システムの垣根を越えた統合によって、初めて実現される。換言すれば、従来一部門一業種を原則としてきた企業合同は、経営集団へと転じることにより、経済的には、多角的統合・垂直的統合といった従来の水平的統合以上に「規模の経済性」を発揮しうる（つまり「経済開発の要請に応える」）統合形態を選択することが可能となる。

第2に、ベトナム紙からも確認しうるとおり⁽⁶⁶⁾、経営集団の試験的設立は、「工業化・近代化」路線の一部である「3地域経済圏開発」構想の推進⁽⁶⁷⁾と

密接に関連して実施することが要請されていること、である。言うなれば、中央直轄・地方自治体管轄という区別の「漸進的廃止」によって、元来が産業の中心である北部（ハノイ・ハイフォン・クアンニン）、中部（ダナン・フエ・ニャチャン）、南部（ホーチミン・ビエンホア・ブンタウ）の3地域に在来する中央直轄の企業（合同）と当該地域の各地方自治体が管轄する企業（合同）とを、上述の三つの統合形態のいずれか、ないしすべてによって「経営集団」化し、経営集団とそれが形成する縦横断的なネットワークとを3地域経済圏開発、つまり「経済開発の要請に応える」核とするという意味が、そこには働いている。

注目に値することとして、第3に、経営集団の試験的設立は、「国際競争の可能性を促進すること」を目的としてもいること、つまり、経営集団の試験的設立は、経済的に言えば、上述の「規模の経済性」の発揮＝価格の低下を通じてベトナム製品の「国際競争力を強化すること」を目指した措置でもありうること、である。この限りで、経営集団は、上述の3地域経済圏開発だけでなく、一般には開放経済下の今後の経済開発を担う（つまり「経済開発の要請に応える」）核ともなりうる。別な言い方をすれば、今回の改革は、「工業化・近代化」路線の設定に際し、従来は詰められずにきた工業化＝経済開発におけるターゲティング産業の、「規模の経済性」を基準に据えた選定の一環でも、ありうる。

今回の改革の意義のひとつとして敷衍しておきたいのは、従来遅れてきた国営企業の所有形態の多様化＝所有転換に関する議論が、同改革の実施と前後して、以来、国営企業は、企業合同・経営集団と、国防・治安、公共サービスなど「公共財」的色彩の強い財を生産する部門の企業とを除いて、すべてなんらかの所有転換、具体的には請負、株式化、統廃合、払下げ、解体等（特に株式化）の対象とされるべきであるという意見に収束しつつあるようにみえることである。所有転換の諸形態のうち、党・政府が推進を最も期待しているのは、当然のことながら、「株式化」である。

2. 企業合同の再編成の問題点

94年3月以来の改革、とりわけ経営集団の試験的設立は、「工業化・近代化」路線の設定に際し、3地域経済圏開発はもとより開放経済下の今後の経済開発における「規模の経済性」の発揮を基準に据えたターゲティング産業の選定の一環でもありうるかぎり、高く評価することができる⁽⁶⁸⁾。そして、この「規模の経済性」を發揮するには、経済的には、開放化政策をさらに推進すること（内部的な「規模の経済性」の場合）、あるいは国際協調を実施すること（外部的＝産業内の「規模の経済性」の場合）が、ベトナムにとって、これまで以上に要請されることになるろう。

(1) ただし、経営集団に関するベトナム国内の議論においては、「規模の経済性」の発揮の必要性が説かれはするものの、「大規模化するなわち規模の経済性」の発揮、という従来のシステム以来の発想の克服が、改革的な論者にあつてさえ、なおかつ不首尾であるようにみえる。実際、95年5月までに経営集団の設立登記を済ませた部門・業種にあつては、電力・石油・石炭のエネルギー、鉄鋼・セメントの基礎素材など経済インフラに係わる部門、また郵政・航空・海運など非国営セクターに属する企業の力量不足のために当面は国家事業として推進せざるをえない部門はともかく、食糧・食品、繊維といった、前二者と比べれば最適規模が小さいはずの部門までが名前を連ねている⁽⁶⁹⁾。

「大規模化」それ自体を是とする従来の発想がなおかつ混在していることは、今回の改革＝経営集団の試験的設立が、単に「規模の経済性」の発揮という経済的要因だけではなく、従来のシステムに起因する政治的・行政的要因によつてもなおかつ規定されていることを意味する。実際、今回の改革には、「工業化・近代化」路線の始動にあたり、対外的には国営企業・その国内市場を防衛すること、対内的には国営企業の非国営セクターに属する重要な企業に対する支配を確保することにより、国営企業が「国民経済のなかで・

発揮する・主導的役割」を引き続き確実にしようとする意図も、確かに看取される。

今回の改革が、「規模の経済性」の発揮により、近い将来に国際競争力をもちうる業種を育成する、いわば国際市場への積極的な攻勢策としてではなく、むしろ、近い将来に現在の優勢な地位から転落する恐れのある業種を保護する、いわばその国内市場の消極的な防衛策として理解されている場合のあることは、例えば、経営集団の試験的設立の理由のひとつを、「現在は優勢ではあるが」開放経済化の結果領内に流入してきた外国製品の「攻勢」を前に「この優勢を維持する時間はあまり残されていない」ことに求めるグエン・チュン (Nguyen Trung) の論稿等によることができる⁽⁷⁰⁾。実際、経営集団の設立登記を終えた諸業種のすべてが、現在 (物動メカニズムまた規制用具を通じたテコ入れ等の結果)、比較的優良である業種として一括することが可能であることも、この点を示唆している。

危惧されるのは、こうした国内市場の防衛策なる観点が拡大解釈されて、建設・機械に代表される従来の既得権益業種＝現在の構造不況業種に属する企業が、自らの権益を維持すべく、単なる「大規模化」に走って「経営集団」化をはかること、より可能性が強いのは、国営企業の現在の「解体」過程が現にそうであるように⁽⁷¹⁾、これら業種に属する企業が他の「現在は優勢」な業種の経営集団に統合されることである。この場合、これら業種の縮小ないしリストラがなおかつ不首尾にとどまるとすれば、それは、国営企業の改革をさらに遅らせる結果を伴うことになろう⁽⁷²⁾。

(2) 国営企業＝経営集団の非国営セクターに属する重要な企業への支配を確保するという点は、経営集団に認知された「多部門間の経営活動」を実現するに際し、ベトナムの論者にあっては、多角的統合よりも垂直的統合が注目されていることに関連している⁽⁷³⁾。

そこでは、経営集団は、企業合同間の統合による設立に加え、さらに経営集団と他の国営、とりわけ非国営セクターに属する企業との合弁事業等の設立をも通じたネットワークを形成してゆくこと、つまり非国営セクターに属

する企業をも経営集團のネットワークに包含してゆくことが構想されている。この場合、経営集團に設置される金融機関＝メインバンクは、単に経営集團傘下の国営企業に対する融資のみでなく、これら非国営セクターに属する重要な企業との合併事業に対する「間接的な」投資をも行う機関として機能すべきことが展望されている。ちなみに、経営集團とこれら企業との関係は、ここでは、前者とこれに原料供給・委託加工等で奉仕する中小企業との関係（ドイモイ以前の国営企業と工商業協同組合との関係と類似した関係）として把握されている。

指摘しておきたいのは、今後の推進が期待されている「株式化」は、94年1月の党全国協議会では、単に国営企業の所有転換の一形態として理解されているだけでなく、国家が「国有の財産・資金」を合併事業等を通じて「他の所有セクターに属する企業の株式資金に出資するか株式を購入する」ための手段のひとつとしても主張されていること⁽⁷⁴⁾、そして、この主張は、従来タイプの協同組合が現在株式協同組合への移行を模索していること（第2節2項参照）とも恐らく密接に関連して、まさに経営集團と非国営セクターに属する企業との間の垂直的統合の実現を想定して主張されているものであろうこと、である。

こうした経営集團と中小企業との金融機関を通じた関係＝持株化・系列融資を伴う系列関係は、それが垂直的統合の一形態であるという点自体に問題があるのではない。問題なのは、第3節1項で指摘したように、部門別・業種別・企業別「規制」が規制用具たる金利を通じて継続している現状では、このタイプの「規制」が、「あらゆる所有セクターに属する企業に対する国家の役割を強化する」「国家の規制用具」たることが期待されてもいる経営集團とそのメインバンクとを通じて、そのネットワーク下の中小企業＝非国営セクターに属する重要と見なされる企業との間の株式合併企業に対しても実施されてゆくであろうこと、換言すれば、行政的恣意が不可避に生じるミクロ「規制」の色彩を有する可能性を排除しきれないであろうことである。その結果、経営集團と中小企業とのネットワーク関係は、形式的には金融を

通じた経済関係、したがって第2節1項(1)でふれた「経済提携」関係ではあるが、実際には、従来どおりの行政的な、つまり経営集団＝「上級機関」と私企業をも含む「企業」との間の「支配従属関係」を通じたネットワークへと転じてしまう恐れがある⁽⁷⁵⁾。結果は、かなり広範にわたる（企業合同・経営集団は今回の改革を通じて全国営企業総数の40～50%をカバーすると言われる⁽⁷⁶⁾）、私企業をも含めた企業の「ソフトな予算制約」＝国家の「温情主義」のさらなる継続である。

今後の検討に待たなければならない点が多いとは言え、ここでは、経営集団のネットワークに包含される非国营セクターに属する重要な企業には工商業関連だけでなく農業関連の私企業・協同組合も含まれるであろうことをも指摘しておきたい。

現在、ベトナムの国营企業網には、農林漁業と工業など相互に部門・業種が異なる複数の企業が、原料の開発・供給・加工などを行うべく「経済提携」（事実上は合併）を行う「連合企業」(xi nghiep lien hop)なる組織が存在する⁽⁷⁷⁾。この連合企業は旧ソ連における「経営間協業」ないし「農工コンプレックス」に類似するものではあるが⁽⁷⁸⁾、農業協同組合とも「提携」する連合企業自体が企業合同のメンバーである場合も多いため、ここでは、従来から企業合同・連合企業の双方が有する行政的中間項的＝「上級機関」的性格をいかに確定するかという独自の問題が存在してきた。今回の改革に際し経営集団の設立登記を行った食糧・食品業種において、これら連合企業が当該経営集団へと昇格するのであれば、当該連合企業と「提携」してきた農業関連の私企業・協同組合も、したがって、そのネットワークへと参加することになる。

3. 改革の今後と課題

(1) 第2節で示したとおり、ドイモイ下のシステム転換は、経済安定化に代表される多くの成果を達成してきた。しかし、この過程は、本章が対象とする国内改革に関するかぎり、一方では、従来の「企業と上級機関との間の

支配従属関係」に従う行政的な「規制」システム、そこにおけるマイクロレベルの企業活動に対する「規制」＝部門別・業種別・企業別「規制」が、特に国営企業を中心に形態を転じて継続してきた過程でもあった。このため、形成の途上にある新システムは、確かに「市場経済化」を志向しつつあるとは言え、従来のシステムが有する諸特徴を、その欠陥・非効率性を含めて残存させるか、あるいは不断に再生産する、という構造をも有してきた。

「工業化・近代化」路線の設定とともに実施されつつある94年3月以来の改革、とりわけ経営集団の試験的設立も、みてきたように、市場経済化を促進しうる諸方策を多々有する一方で、同様に従来タイプのシステム、具体的には、ここでは上述のマイクロレベルにおける「規制」を確実にするべく企業＝企業合同の「大規模化」を是とする発想、ここでは必要と見なされる企業を、所有形態はもはや問わないとは言え、ただし株式合弁会社という形態によって、国営・非国営を問わず「規制」のネットワークに包含しようとする発想を維持しつつ、機能してゆく可能性もある、と言えよう。

90年には29.4%にまで落ち込んでいた国営企業の国内総生産額全体に占める割合は、「財政金融的用具」等を通じた強力なテコ入れをも一因として、94年には40.4%へと回復している。国営工業企業の総生産額も再び比重を高め、過去数年は、工業総生産額全体の70%近くを常時維持している⁽⁷⁹⁾。国営工業企業の保有する資産ストックの比率はさらに高く、その資産ストック総額全体に占める割合は約90%であり、残る10%を、私企業をも含む非国営セクターに属する諸企業が相互に分けあっているにすぎない⁽⁸⁰⁾。こうした零細な企業、重要でない企業のみが市場メカニズムに従い、国営企業＝経営集団とそのネットワークは部門別・業種別・企業別「規制」に従う上述の方向を目指すとするならば、ドイモイ下のシステム転換は、西側の概念によってイメージされる市場経済からは、まだまだほど遠いところにとどまっている部分がある、と評価せざるをえないであろう。

(2) 従来のシステム、あるいは旧ソ連型のシステムが共有する、企業＝経済主体に対する「規制」を是とする発想は、根本的には、「市場」は元来が

無政府性を招来する不安定なシステムであるというイデオロギー的な要因に帰されるものではあろう。

ただ、現象形態としての共産党「路線」に結実するこの発想は、より現実
に即して言えば、同システムに従ったベトナムをも含む旧・現存社会主義諸
国にあっては、同時に、工業化戦略＝重工業化の最短期間の実現のためにも
不可欠な措置であると認識されてきたものでもある⁽⁸¹⁾。従来のシステムが
工業化の実現のために最適なシステムであるのか否かはともかく、当のベト
ナムが、ここでは旧ソ連等の旧社会主義諸国とは異なり、経済開発・開発戦
略をなおかつ必要とする一途上国であり、この経済開発＝工業化がドイモイ
にあっては依然第一義であって来たという事情、別の言い方をすれば、開発
過程一般が、従来のシステムによらずとも、確かに企業＝経済主体に対する
「規制」を部分的には不可避とする過程でもありうるといふ事情⁽⁸²⁾が、一面
では、ドイモイ下のシステム転換におけるこの点＝企業に対する「規制」を
是とする発想の転換を難しくしてきたのだ、とも言えよう。

したがって、現在のベトナムに必要なことは、従来のシステムの諸特徴を
残存させ不断に再生産するよう働く企業＝経済主体に対する「規制」のうち、
市場経済化という観点に照らした場合に不必要なものは、これを極力縮小・
廃止してゆくことであらう⁽⁸³⁾。

94年3月以来の改革に限って言えば、「主管制度」の「漸進的廃止」ない
し「行政改革」の今後とも連関して、企業＝企業合同については、生産部門
における企業合同のうち、これを維持する業種をさらに選別すること、これ
を前提として、他の国営・非国営に属する企業一般の真の所有転換をさらに
推進すること、他方、上級機関＝行政省庁については、经济管理機能をもた
ない行政省庁の主管機能を停止すること、これを前提として、经济管理機関
(特に財政省・国立銀行)は「規制」を経済安定化に代表される「集計」概念
としての「マクロ」レベルの「規制」に真に特化すること、そしてマイクロレ
ベルの「規制」については、市場環境の整備は当然として、工業化＝経済開
発に係わるそれをも含めて、究極的には「市場の失敗」に関連する分野へと

極力限定すること、具体的には、現在の金利・税率等の規制用具を通じた部門別・業種別・企業別「規制」を、その標準化を基礎として縮小、ないし真に必要とされる部門・業種・企業へと限定すること、である。試験的に設立される経営集団のメインバンクの関連で言えば、とりわけ金融については、そのモニタリング機能の強化が今後は急務である、と言えるであろう⁽⁸⁴⁾。

- 注(1) 換言すれば、本論は、第1節以下の叙述からも明らかなように、ドイモイ下のシステム転換の過程を、コルナイ (J. Kornai) を援用することにより、行政システムから完全競争市場によってイメージされる経済システムへの移行という観点から論じたものである。ただし、筆者は、最近、この過程を近年研究の進む内部組織の経済学、また (例えば不完全情報の経済学に従う) 開発経済学などをも援用して論じる場合には、本論が下した厳しい評価のうち若干の部分が緩められうるであろう、とも考えている。
- (2) 例えば、竹内郁雄『「規制された市場メカニズム」への移行——ドイモイ下の国営セクター改革の課題——』(五島文雄・竹内郁雄編『社会主義ベトナムとドイモイ』、アジア経済研究所、1994年)；同「企業合同の再編成と主管理制度の漸進的廃止について——1994年来のベトナムの国営セクター改革——」(『アジア経済』第37巻第4号、1996年4月)など。
- (3) 本節の以下の叙述は、特に断わらないかぎり、竹内「企業合同の……」の第I節を参照。
- (4) Tran Hoang Kim-Le Thu, *Cac thanh phan kinh te Viet Nam thuc trang, xu the, va giai phap* [ベトナムの各所有セクター、実情・趨勢・方策]、Hanoi, Nha xuất bản Su that, 1992, p.23.
- (5) 「ソフトな予算制約」(=「国家の温情主義」)については、コルナイ・ヤーノシュ (盛田常夫編訳)『経済改革の可能性』、岩波書店、1986年、第1章；同 (盛田常夫編訳)『「不足」の政治経済学』、岩波書店、第1～2章、第6章を、また本章の筆者の叙述として、竹内『「規制された……」……』、72～76ページを、それぞれ参照。
- (6) 例えば、組合員の報酬は、国営セクター従業員の賃金が事前に決定される分配計画の一部分であったのとは異なり、経営の結果から税その他必要経費を控除した後に初めて決定される、いわば計画の「残余」部分でしかなかった。したがって、組合員の生活には、常に不安定要素がつきまとった。
- (7) National Center for Social and Human Sciences Institute of Economics (edited by Vu Tuan Anh), *Vietnam's Economic Reform: Results and Problems*,

- Hanoi, Social Science Publishing House, 1994, p.35.
- (8) *Ibid.*, pp.33, 143.
- (9) 以下三つのパラグラフの叙述は、特に断わらないかぎり、竹内「企業合同の……」の第Ⅱ節冒頭部分を参照。
- (10) 例えば、National Center ……, *op. cit.*, p.51.
- (11) *Doi moi kinh te quoc doanh* [国営経済の刷新], Hanoi, Nha xuất ban Su that, 1992, pp.169-173.
- (12) 本項(1)の以下の叙述は、特に断わらないかぎり、竹内「『規制された……』……」, 86-87, 89ページを参照。
- (13) 詳細は、Phan Van Tiem, “Co che va chinh sach gia cua thoi ky” [各時代の価格メカニズムと政策], *Vien Khoa hoc xa hoi Viet Nam Vien kinh te hoc, 45 nam kinh te Viet Nam (1945-1990)* [ベトナム経済の45年], Hanoi, Nha xuất ban Khoa hoc xa hoi, 1991, pp.289-291.
- (14) Khuc Van Anh, “Trao doi ve huong dan thi hanh luat doanh nghiep nha nuoc trong linh vuc gia ca” [価格の分野における政府事業体法の施行のガイダンスを論ず], *Tap chi Thi truong va gia ca* [市場と価格], Oct. 1995, pp.2-4を参照。
- (15) 本項(2)の以下の叙述は、特に断わらないかぎり、白石昌也「社会主義国家ベトナムの市場経済——対外経済開放策の現状と将来——」(白石昌也・糸賀了・渡辺英緒/監修『ベトナムビジネスのルール』, 日経BP出版センター, 1995年), 29ページ; 大泉啓一郎「財政・金融制度」(同上書), 295, 305-307ページを参照。
- (16) Dang Duc Dam, *Vietnam's Economy 1986-1995*, Hanoi, The Gioi Publishers, 1995, p.39を参照。
- (17) 本項(2)の以下の叙述は、特に断わらないかぎり、竹内「『規制された……』……」, 98, 100, 123ページを参照。
- (18) Nguyen Anh Dung, “Ai cap phat von dau tu cua ngan sach?” [どの機関が予算の投資資金を発給するか], *Tap chi Tai chinh* [財政], Oct. 1992, p.13.
- (19) 詳細は、National Center ……, *op. cit.*, pp.48-52を参照。なお、国家計画委員会は、95年、国家協力投資委員会と統合、名称を計画・投資省(Bo ke hoach va dau tu)と改めた。
- (20) こう大別する理由は、それぞれが農村セクター・都市セクターという範疇でくりうることに加え、第1節(2)でふれた従来の物動メカニズムにおけるそれぞれの地位が相違していたことによる。
- (21) National Center ……, *op. cit.*, p.43.
- (22) 本項の農業協同組合、工商業協同組合に関する叙述は、主に、*Ibid.*; Tran Hoang Kim-Le Thu, *op. cit.*; Nguyen Cong Nghiep-Dinh Van Nha-Le Hai Mo,

- Viet Nam The blazing flame of reforms*, Hanoi, Statistical Publishing House, 1993; Dang Duc Dam, *op. cit.* の4冊によっている。
- (23) 具体的には、農家は、協同組合の農作業に係わる8業務のうち5業務を担当し、全生産過程に責任をもつことになった (National Center ……., *op. cit.*, p.145)。なお、農業協同組合改革の概観としては、木村哲三郎「ベトナムドイモイ下の経済発展」(『アジア発展の奔流——変貌する市場と民衆——』, 亜細亜大学アジア研究所, 1994年), 160~161ページが簡潔にして要をえている。
- (24) 「20年」は1993年6月に制定された新土地法による(1年生作物のみ。白石, 前掲論文, 23ページ)。
- (25) National Center ……., *op. cit.*, p.145. 同時に、従来の労働点数制が廃止され、俸給制への転換がはかられた (*Ibid.* この点に関連して本章の注(6)を参照)。
- (26) Dang Duc Dam, *op. cit.*, pp.63-64 を参照。
- (27) *Ibid.*, p.68 を参照。
- (28) *Ibid.*, p.69.
- (29) 改革は、都市(平野部・デルタ地域)近郊を中心に、農村の非農業人口を増加させてもきた。1994年現在、全農村人口の20%が非農業人口であり、ここでは、農村工業の生成もさることながら、商業・サービス部門の伸び・被雇用者の伸びが顕著である (*Ibid.*, pp.62-63)。
- (30) Tran Hoang Kim-Le Thu, *op. cit.*, p.30; National Center ……., *op. cit.*, p.36.
- (31) *Ibid.*, p.107.
- (32) *Ibid.*, p.36.
- (33) Dang Duc Dam, *op. cit.*, p.88.
- (34) *Ibid.*, p.92.
- (35) 本項(1)の以下の叙述は、特に断わらないかぎり、竹内「『規制された……』……」の第2節2項, 第3節を参照。
- (36) Nguyen Ngoc Tuan, “Van de doi moi mo hinh xi nghiep quoc doanh o nuoc ta” [我が国の国営企業モデルを刷新する問題], *Tap chi Cong san* [共産主義], Dec. 1993, p.31.
- (37) Le Dang Doanh, “Doi moi kinh te thanh tuu va trien vong” [経済のドイモイ 成果と展望], *Co mot Viet nam nhu the* [これがベトナムだ], Hanoi, Nha xuất bản Chính trị quốc gia (Vietnam)-Cong ty Truyen thong va xuất bản ISHOU (Singapore), 1995, p.156.
- (38) 大泉啓一郎「転換するベトナムの経済政策——市場経済化と対外開放政策の転換——」(環太平洋ビジネス情報「RIM」No.31), 46ページ。
- (39) 本項(1)の以下の叙述は、特に断わらないかぎり、竹内「企業合同の……」

の第Ⅲ節1項(2)を参照。

- (40) コルナイ・ヤーノシュ 『経済改革の可能性』, 6~7ページ。
- (41) 旧ソ連・東欧は当然として、中国については、例えば、近藤邦康・和田春樹編『ベレストロイカと改革・開放』, 東京大学出版会, 1993年, 158~159ページを参照。また、コルナイも、1980年代後半の中国について「現在、中国の企業がソフトな予算制約に直面していることは、疑いないところである」とするノートン (Naughton) の論稿を引用している (コルナイ・ヤーノシュ『経済改革の可能性』, 144ページ)。
- (42) W・ブルス/K・ラスキ (佐藤経明・西村可明訳) 『マルクスから市場へ経済システムを模索する社会主義』, 岩波書店, 1995年, 104ページ。
- (43) 国営企業に関するかぎり、そもそも長期資金に関する金融借入にさまざまな制約が課されていること、したがって企業が財政になおかつ多くを依存していることは、資金不足だけでなく、この点にも由来しているからである、と言えよう。
- (44) Huynh Viet Tan, *Tim hieu chinh sach thue hien hanh* [現行税政の考察], Hanoi, Nha xuất bản Chinh tri quoc gia, 1993, p.104.
- (45) 竹内「『規制された……』……」, 144ページ。
- (46) 筆者の現地調査に際する、ヴー・ロン (Vu Long) ベトナム国家銀行経済研究部主任の談 (ハノイ・1995年8月31日) による。
- (47) Tran Thi Thai Ha, “Lai suat voi muc tieu tang truong cua nen kinh te” [経済成長目標と利子率], *Tap chi Tai chinh* [財政], Jul.1995, p.17. また本章注(46)のヴー・ロン氏は、同日、「貴方が国家銀行に初めて来た顧客であれば金利は0%, お得意さんであれば金利はそれよりも低い。市場メカニズムだから当然でしょう」とも述べたが、こうした貸付に対する態度こそ、ここで示した計画交渉の存在をなによりも裏づけるものである。
- (48) 詳細は、竹内「『規制された……』……」, 101~104ページを参照。財政赤字の対GNP比率が92年の1.7%から93年4.8%, 94年4.1%へと拡大している (大泉「転換する……」, 46ページ) 理由のひとつは、こうした点にある。
- (49) Nguyen Ngoc Tuan, *op. cit.*, p.31.
- (50) 竹内「『規制された……』……」, 126~128ページ。
- (51) Ve quan ly von trong cac doanh nghiep nha nuoc khi thuc hien luat doanh nghiep nha nuoc [政府事業体法の実現に際する政府事業体の資金の管理について], *Tap chi Kinh te va du bao* [経済と予測], Aug. 1995, p.12. また Mot so van de tai chinh can duoc quan tam trong luat doanh nghiep nha nuoc [政府事業体法で関心が寄せられる必要のある若干の財政問題], *Tap chi Tai chinh*, July 1995, pp.9-10 も参照されたい。
- (52) 本項(3)の以下の叙述は、特に断わらないかぎり、竹内「企業合同の……」,

第Ⅱ節2項を参照。

(53) Le Dang Doanh, *op. cit.*, p.159.

(54) なお、大泉によれば、農業では金利を通じた優遇「規制」も存在する（大泉「財政・金融制度」, 307～308ページ）。

(55) National Center ……., *op. cit.*, pp.148-159.

(56) *Ibid.*, pp.149-150.

(57) *Ibid.*, p.152 は、こうした関係は1945年以前の地主小作関係に相当する、と述べている。なお、1993年の土地法は、耕地利用権のリース化を認めた（本書第3章第2節を参照）。この結果、請負の有する「計画性」が変容するのか、フォローが必要とされる点である。

(58) *Ibid.*, pp.150-153 は、この点を1990年にホアンリエンソン、ハナムニン、ビンディン、ダクラックの4省について実施された耕地の再配分に関する統計調査の結果を用いて示している。ちなみに、この4省で入札制度に従う割当てにとっておかれた耕地は、各省の耕地面積全体のそれぞれ1.52%、0.37%、0.08%、1.48%にすぎなかった。また、能力主義に従う割当て用の耕地は、実際には、各村への復員兵用にとっておかれたものであった。

検討を要する点ではあるが、ドイモイ下の農村における商業・サービス業の隆盛は、特に協同組合が存在し続ける（大規模農業・専門化した農業が形成される条件を欠いてきた）地域では、自給自足的な経営を継続する農家の所得不足を補う（ないし失業対策としての）副業の結果として、また部分的には農家の、農業に投下されない零細資金が投資された結果として生じたものであるように思われる。この点に関連して、本書第3章第5節を参照。

(59) ドイモイ直前の時期には、最大22種類に上るファンドを設立した協同組合もあり、この場合、各農家の収入は実際に獲得した成果の20%にまで落ち込んだ（*Ibid.*, p.143）。

(60) *Ibid.*, p.33.

(61) Dang Duc Dam, *op. cit.*, p.68.

(62) National Center ……., *op. cit.*, p.153.

(63) 本項の以下の叙述は、特に断わらないかぎり、竹内「企業合同の……」の第Ⅲ、Ⅳ節を参照。

(64) 『日本経済新聞』1995年5月25日（朝刊）。

(65) 筆者の現地調査に際する、ヴォー・ダイ・ルオック（Vo Dai Luoc）世界経済研究所所長の談（ハノイ・1995年9月3日）、またブイ・ハー（Bui Ha）中央経済管理研究所マクロ経済部部長の談（同9月4日）による。

(66) Dinh Son Hung, “Ve su hinh thanh tap doan kinh te o VN” [ベトナムにおける経営集団の形成について], *Tạp chí Phát triển kinh tế* [経済開発], July 1994, p.5などを参照。

- (67) 「3 地域経済開発圏構想」については、本書第1章第2節を参照。
- (68) 本項の以下の叙述は、特に断わらないかぎり、竹内「企業合同の……」の第V節を参照。
- (69) 経済的な意味での「規模の経済性」の発揮の必要性を論ずる数少ない論稿のなか、Bui Thi Minh Hang, Le Thanh Lonh, Nguyen Thuy Quynh Loan, “Nghi ve tap doan kinh te tu mot so chi tieu hieu qua kinh te” [経済効率指標から見た経済集団の考察], *Tap chi Phat trien kinh te*, July 1994, p.12 は、繊維産業が規模の拡大に伴う「規模の不経済」をいちはやく迎える部門であることを証明している。
- (70) Nguyen Trung, “Xoa bo co che “chu quan”” [主管メカニズムの廃止], *Tap chi Nghien cuu kinh te* [経済研究], Apr. 1994, p.13.
- (71) 1994年までに解体を決定された国営企業総数の今後は、その約3分の1が他の国営企業との統廃合である。
- (72) ここでは、多角的統合によって不良な部門の淘汰がはかられるべきであるが、現状では、多部門よりは従来どおりの一部門に従う改革が主として施行されているにすぎない(筆者の現地調査に際する、ヴォー・ダイ・ルオック(Vo Dai Luoc)世界経済研究所所長の談(ハノイ・1995年9月3日)、またブイ・ハー(Bui Ha)中央経済管理研究所マクロ経済部部長の談(同9月4日)による)。この場合は、以下の理由も手伝い、経営集団が新たな「部門別省庁」化する恐れもある。
- (73) 本項(2)の以下の叙述については、竹内「企業合同の……」の第IV節2項(5)も参照。
- (74) “Bao cao chinh tri cua ban chap hanh trung uong Dang tai Hoi nghi dai bieu toan quoc giua nhem ky cua Dang” [党全国協議会における中央委員会政治報告], *Tap chi Cong San*, Feb. 1994, p.18.
- (75) 1994年7月の党第7回中央委員会総会(第7期)では、非国営セクターに属する企業が国営企業との「経済提携」を推進すべきことが強調されたが(村野勉「1994年のベトナム」〈『アジア動向年報1995年版』, アジア経済研究所, 1995年)271ページ)、実際、この「経済提携」は、本章第2節1項でふれた「提携・合併」に代表される水平的側面以外に、論者にとっては「(企業)合同化」と形容される垂直的関係へといたる側面をも有しているのである(*Doi moi kinh te quoc doanh*, p.173)。
- (76) Dinh Duc Sinh, “Ve viec xoa bo dan che do chu quan trong quan ly kinh te cua nha nuoc” [国家の経済管理における主管制度の漸進的廃止について], *Tap chi Kinh te va du bao*, Mar. 1994, p.10.
- (77) 本パラグラフの以下の叙述は、*Doi moi kinh te quoc doanh*, pp.183-184 を参照。

- (78) 「経営間協業」等については、岡本武「経営間協業と農工結合」(長砂実・芦田文夫編『ソ連社会主義論』, 大月書店, 1981年, 165~204ページ)を参照。
- (79) 以上の数値は, Dang Duc Dam, *op. cit.*, p.145 による。
- (80) Hoang Kim Giao, “Tam ly kinh doanh trong khu vuc kinh te tu nhan” [私営セクターにおける経営心理], *Tap chi Nghien cuu kinh te*, Feb. 1995, p.63.
- (81) この点は常識であろうが, コルナイもこのシステムと「強制成長」との密接な連関性を指摘している (コルナイ・ヤーノシュ『経済改革の可能性』, 54ページ)。
- (82) 国際金融機関の主張する「構造調整政策」, 日本が推奨する「産業政策」等を想起すれば, この点は自明であろう。
- (83) 以下の叙述は, 竹内「企業合同の……」の第V節2項(1)を参照。
- (84) この点の叙述は, 青木昌彦『経済システムの進化と多元性 比較制度分析序説』, 東洋経済新報社, 1995年, 第6章の叙述を意識している。